

国連人口基金（UNFPA：United Nations Population Fund）の概要

平成 23 年 2 月

地球規模課題総括課

1. 設立経緯

第 21 回国連総会決議（総会決議 2211：人口増加と経済開発に関する事務総長報告）に基づき、1967 年 6 月、人口分野における諸活動を強化するための財源として、国連事務総長の下に信託基金を設立。

1969 年、国連人口活動基金（UNFPA：United Nations Fund for Population Activities）と改称し、1972 年の第 27 回国連総会において UNFPA が十分成長したことが認められ、総会決議をもって国連の下部機関となった。さらに、1988 年より通称は UNFPA のまま「国連人口基金」と改称。

2. 目的

本基金の目的は、経社理決議第 1763（L VI）により次の通り定められている（経社理決議 1763：国連人口活動基金の目的）。

- (1) 人口家族計画分野における国家的、地域的、世界的ニーズに応えるような知識と能力を築き、計画立案における調整をはかり、全ての関係方面と協力すること。
- (2) 人口問題対策の実施、家族計画の人権的側面についての関心を、開発途上国、先進国双方において、その国の計画、優先度に応じて高めること。
- (3) 人口問題に取り組んでいる開発途上国に対し援助を拡大すること、援助は個々の国のニーズに最も適合するよう受入国の要請するような形、手段で提供されること。
- (4) 人口問題分野の計画推進に際して国連組織の中で中心的役割を果たし、基金によって援助されている諸プロジェクトの調整を図ること。

3. 機構

(1) 執行理事会

UNFPA の最高意思決定機関であり、基金の活動計画、予算、政策方針が審議承認される。なお、執行理事会はかつて年 4 回開催されてきたが、2001 年より 1 月、6 月及び 9 月の年 3 回に変更された。

(2) 事務局

本部はニューヨーク。事務局長は、国連事務総長により任命される。現在は 2011 年 1 月に第 4 代事務局長に就任したオショティメイン氏（ナイジ

エリア国籍、任期は4年間。

4. 事業内容

(1) 本基金の主たる活動は、被援助国である開発途上国の要望に応じ、直接またはWHO、UNDP、UNICEF等の国連機関及びNGOを通じて援助を供与。

(2) 地域的には、人口増加率の高いアフリカ及びアジア・太平洋地域向け援助が多く、2009年は援助総額の各々39.2%、及び25.2%がこれらの地域の援助に向けられた。

また分野別には、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルスに重点がおかれ、2009年は、援助総額の48.9%が同分野に振り向けられている。

5. UNFPAと我が国との関係

(1) 我が国は、人口問題やリプロダクティブ・ヘルスの重要性に鑑み、同分野で積極的に活動してきた。

(2) 我が国の2009年のコア拠出額は、3,007万ドルで拠出順位第7位(6.4%) (注: 我が国は1986年~1999年までコア拠出額第1位、2000年~2004年第3位)。

(3) UNFPAにおける邦人専門職員数は14名、内JPO1名(2010年1月現在)。

(4) 2002年9月、UNFPAは東京事務所を開設。初代事務所長は、池上清子女史。

(了)